

# 揖斐郡消防組合火災予防条例の一部が改正されました

平成25年8月15日、京都府福知山市花火大会において発生した火災を教訓に、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は「露店等の開設届出書」の提出を義務付けること、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付ける内容とした条例改正を行いました。

## 1 対象火気器具等の取扱いの基準

### (1) 多数の者の集合する催しに際し消火器の準備（条例第18条ほか）

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しで使用する場合に、迅速な初期消火作業と被害防止の観点から、「**消火器の準備**」を義務付けます。

※「多数の者の集合する催し」とは、家族、町内会、PTAなど個人的な繋がりや、地域の人だけが集まるものは該当しません。

※「対象火気器具等」とは、その使用に際し火災の発生のおそれがある器具のことを言います。

1. 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガストーブなど）
2. 液体燃料を使用する器具（自家用発電機・石油ストーブなど）
3. 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・かまどなど）
4. 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

※「消火器」は簡易型の消火器は認められません。

### (2) 火気を取扱う露店等を開設する場合の届出（条例第45条第6号）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防機関へ「**露店等の開設届出書**」の提出が必要となります。

※「届け出を行う者及び消火器を準備する者」とは、露店等の関係者を言います。「露店等の開設届出書」のを5日前までに作成して消防機関へ提出してください。なお、多数の露店が開設される場合、個々の露店主が個別に消防機関へ提出を行うのではなく、露店等の開設を統括する者、イベントの主催者等が取りまとめて消防機関へ提出してください。

※「**露店等の開設届出書**」 download [word](#) / [PDF](#)

## 2 屋外催しに係る防火管理

祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集まり、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難となり、被害を拡大させるおそれがあります。特に多数の対象火気器具等を使用する催しについては、火災危険が高まり、重大な被害を招くおそれがあります。このため、こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けるものです。

## (1) 指定催しの指定について（条例第42条の2）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして、消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として指定することになりました。また、指定した場合は、主催者に意見等を聞いた上で書面により通知されます。

### 【消防長が定める要件】

- ア 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、1日あたりの人出予想が10万人以上である催し
  - イ 露店等が100店舗以上出店する屋外催し
- ※上記アとイの両方の要件を満たす屋外催しを対象としています。

## (2) 屋外における催しの防火管理（条例第42条の3）

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、この計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければなりません。

また、この催しを開催する日の14日前までにこの計画を消防機関に提出することを義務付けます。

### ※火災予防上必要な業務に関する計画

- ・ 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・ 対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・ その他火災予防上必要な業務に関すること。

※「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」 download

[word](#) / [PDF](#)